

住基ネットが本格稼働

8月25日から2次サービス開始

住基カードの発行・住民票の写しの広域交付など

住基ネットの概要

「住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）」は、全国の市区町村・都道府県・国を専用回線で結んだ全国規模の通信網です。

各市区町村が本人確認情報（氏名・生年月日・性別・住所・住民票コードとこれらの変更情報6項目）を国が指定した情報処理機関（全国センター）と都道府県のコンピュータに提供し、記録・保存されています。

住基ネットは、昨年8月5日に1次稼働を開始し、住民票に住民票コードが加わり各世帯主の方へ番号を通知しています。

全国の市区町村、都道府県・国を専用回線で結んだ「住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）」の本格稼働により、今月25日から、住民票の写しが全国どこの市区町村でもとれるようになるほか、「住民基本台帳カード」の交付を受けていると、引越しの際の転入転出手続きが簡単に済むなど、新たなサービスが開始されます。

▶住基ネットQ&A◀

Q、情報は何に使われ、住民にどんな利便性があるの？

A、本人確認情報の利用は、法律で国や都道府県など264の行政事務に限定されています。この本人確認情報を利用することにより、

一部の年金支給事務で現況届を提出する必要や切手代の負担がなくなりました。今後、国民年金や厚生年金などの手続きでも、同様な事務の簡素化が予定されています。パスポート申請や、一部の国家試験受験の際に必要な住民票の写しが不要となり、この分の交付手数料の負担がなくなりました。

今後も、国家試験の手続きや法律に基づく国などへの登録申請で住民票の写しが不要となる予定です。

Q、個人情報は守られるの？

A、住基ネットは全て暗号化された情報が専用回線で送信されます。また都道府県や全国センターが保有する情報は、本人確認情報の6項目に法律で限定し、この情報の提供を受けることができるのは国の行政機関等だけで、民間の利用は禁止されています。さらにシステムの操作者を限定、厳重管理するなど、個人情報保護に万全の対策を講じています。

住基ネットが本格稼働

◆新サービス開始

住民票の写しの広域交付

全国どこの市区町村でも、住民票の写しがとれるようになります。

住民票の写しは、住民登録をしている市区町村でしか交付できませんでしたが、今月25日からは、住基ネットにより市区町村間で住民票情報のやり取りができるようになります。

請求できる住民票の写し 本人、または本人と同一世帯の者の住民票の写し。但し、戸籍の筆頭者や本籍地などの記載はありません。

申請に必要なもの 住基カードまたは運転免許証など。

「住基カード」所持者の特例

住基カードを所持している方は転入転出時の手続きが簡素化されます。

現在、他の市区町村へ引越す場合は、まず住民登録をしている市区町村の窓口で転出届を出し、交付を受けた転出証明書を、引越し先の市区町村に提出して転入届を行わなければならない。

しかし、住基ネットの2次稼働により、住基カードの交付を受けている場合は、転出証明書の交付を受ける必要がなくなり、引越先の市区町

住基カードの概略

特徴

住基カードは、住基ネット上で本人を証明・確認するためのカードで、住民票コードなどの情報が記録されます。

高度なセキュリティ機能を持つ免許証サイズのICカードで、本人自身が入力するパスワードの設定により、他人による不正使用も防止されます。

様式A

氏名・有効期限・交付
市区町村名が記載



住民基本台帳カードは2種類

様式Bは、公的な身分証明書として使うことができます。



様式B

氏名・住所・性別・
生年月日・有効期限・交付
市区町村名・顔写真が記載

住民基本台帳カードの交付手続き方法

- ❶申請者 原則として交付を希望する本人のみ
- ❷申請に必要なもの ①印鑑 ②運転免許証など（申請者が本人であることを証明できる書類）③住民票コード（わからない場合は出生年月日、性別を記入）④顔写真（申請前6カ月以内に撮影の無帽・正面・無背景で、縦4.5cm、横3.5cm程度の写真1枚）
- ❸交付手数料 様式A、Bともに1枚500円（選択は自由です）
- ❹有効期間 10年間 ❺作製期間 2～3週間

住基カードの交付を希望する方は、住民生活課戸籍住民係で手続きしてください。

市町村合併～経過報告～

任意合併協議会の設置に向けて

「町民、議員を加えた法定協議会を設置できるよう協議を進めるべき」6月定例町議会で、合併最終報告書の提出を受けて町長はこのように方針表明しました。

その後、当別町、月形町、新篠津村の首長が今後の合併協議の方向性について話し合いましたが、それぞれの町村の事情も尊重したうえで、手順を踏んで、まず任意協議会を設置して協議を進めることで合意しました。

また、協議会構成は、町民、農業・商工業の代表や議会代表者を含めて、広く意見を聴取し積極的な情報公開ができる体制とするなど、速やかな調査検討が必要であると確認されました。

合併の基礎知識

メモ

7月号でお知らせのとおり、「合併協議会」は合併するかしないかも含めて合併問題に関するあらゆる事項を協議する組織ですが、関係町村長の合意による「任意協議会」と地方自治法に基づき議会の議決によって設置する「法定協議会」に分けられます。

協議会の役割自体、どちらも合併が住民に与える影響を協議することですが、合併特例法によるさまざまな措置を有効に活用するためには、住民代表、議会代表などが自由に発言、協議する「法定合併協議会」を設置しなければなりません。



村へ住基カードを提出して転入届を出すことにより手続きができます。このため、役所の窓口に行くのは転入時の1回だけで済むようになります。（この際、住基カードは転入先の市区町村で回収されます。）
ただし、転入届をする前に、あらかじめ転出する市区町村に「付記転出届」を郵送しておかなければ、転入手続きはできません。「付記転出届」は、転出する旨などの必要事項

を記載した用紙で、公共施設などで取得できます。
なお、住基カードの交付を受けていない人の手続きは、これまでと変わりません。
住基カードの申込みや詳細は、住民生活課戸籍住民係（☎3 2463）に問い合せください。